

# 著作権リテラシー育成への取り組み

よしい ゆきこ  
吉井由希子

(三田メディアセンター主任)

## 1 はじめに

2020年度、コロナ禍においてオンライン授業が実施されるようになったことや、電子資料を教材として利用することが増えたことを受け、資料の授業利用に関する教員からの問い合わせが急増した。2020年4月に「改正著作権法」が施行されたことにより、授業目的公衆送信が可能になったものの、当初は、寄せられる個々の質問に即答できるケースは少なく、ケースごとに改正著作権法の内容と照らし合わせながら、どうにか対応している状況であった。問い合わせのなかでも多かったのは、オンライン授業における電子ブックや電子ジャーナルの利用に関する事項である。契約する電子資料の利用は、提供元との契約による利用条件が著作権に優先されるため、契約条件も合わせて確認する必要があるほか、授業利用自体は契約上問題なくとも、同時アクセス可能数が少なく譲り合って利用する必要があるケースや、そもそも学外からの利用（リモートアクセス）が不可のケースもあり、著作権法と契約条件の両面から、質問者に案内する必要がある。

他方、学生からすると、あらゆる情報がWebやSNSから容易に入手でき、また発信ができるようになる中で、学生に対する著作権リテラシー教育の需要はますます高まっているように感じられる。また大学院生になると、学術情報を利用者として正しく扱えるだけでなく、自身が発表した論文の公開や管理、出版社との権利関係といった、著作者の立場からの知識も必要になる。

メディアセンターでは、情報リテラシー教育の一環として以前から著作権法についての啓蒙を行ってきたが、そのような状況を受け、改正著作権法に関する情報も含めて、学術情報を扱う上で必要となる著作権法に関する情報をまとめたWebガイド「著作権について知る」を2020年に公開した。

本稿では、Webガイド「著作権について知る」のほか、日吉メディアセンター（以下「日吉」とする）が携わった著作権法に関する動画の制作、三田

メディアセンター（以下「三田」とする）を例とした図書館セミナーを取り上げ、メディアセンターにおける著作権リテラシー育成への取り組みについて紹介する。

## 2 Webガイド「著作権について知る」

メディアセンターでは、ガイド作成ツールである「LibGuides」を活用して利用者向けの各種ガイドを作成・公開している。そのなかに「著作権について知る」<sup>1)</sup>というガイドがある。このガイドは2020年12月に公開し、その後も数回にわたる構成変更や改訂を行い、現在に至っている。

元々、メディアセンターWebサイトでは、著作権法に関して、資料の複写、館内コピー機の利用等について記載したページはあったが、先述の状況を受け、資料の授業利用に関わる改正著作権法の情報も併せて、著作権法に関する情報を一本化したWebガイドを作成することになった。

「著作権について知る」は次の5つの項目から成る。

- (1) 著作権とは：著作権の概要。
- (2) 複写：著作権法第31条に基づき、図書館資料の複写が可能となる範囲などを案内。
- (3) 授業利用：著作物の授業利用について、著作権法と契約の両面から説明。契約する電子リソースの同時アクセス数やリモートアクセスの可否、教材として利用する場合（コースパック）の許諾条件の確認方法についての案内を含む。
- (4) 論文執筆：著作物の引用に関する情報。自身が執筆した論文の著作権に関する情報も含む。
- (5) 関連リンク：著作権関連団体等へのリンク。

公開当初は、項目ごとに関連情報を示しながら著作権法を案内した、いわゆる解説サイトであったが、その後の改訂において、利用者から問い合わせの多い項目を見つけやすい位置に配置したり、実際に多く寄せられた質問を「よくある質問」としてまとめ

たりするなどの変更を行った。著作権法について確認したいときに、実用的に使えるガイドとすることを目指して、少しずつ改良を加えている。

### 3 動画「図書館資料と著作権」アカデミック・スキルズ 10分講義ビデオ（日吉）

「アカデミック・スキルズ」は、教養研究センターが開講する少人数セミナー形式の授業で、「自らが考え、調べ、論ずること」の体得を目指し、さまざまな学問的・知的活動のためのスキルを身に付けることを目的としている<sup>2)</sup>。その心得を誰でも学べるよう、各テーマにつき約10分の講義動画が公開されているが<sup>3)</sup>、このうちのいくつかの動画について、教養研究センターからの依頼を受け、日吉のスタッフがスライドの作成および講義を担当している。2020年に公開された動画「図書館資料と著作権」<sup>4)</sup>では、学生が資料を利用する際に知っておくべき著作権法に関する初歩的な知識について、図書館員の立場から講義を行っている。

### 4 動画「博士論文と著作権」JST博士後期課程学生支援プロジェクト（日吉）

日吉では、教員の監修と学術研究支援部および博士課程の学生の協力のもと、博士課程生に向けて著作権に関する動画を作成した。慶應義塾大学は2021年9月にJST次世代研究者挑戦的研究プログラムに採択されており、「未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成」という題目で、博士後期課程学生支援プロジェクトを実施している。このプロジェクトにおいて、社会の幅広い局面で活躍するためのトランスファラブルスキルの習得や、キャリアパスの形成に資するキャリア開発・育成コンテンツが用意された。

日吉職員もコンテンツ制作に協力し、「情報検索」と「博士論文と著作権」についての動画を作成した。後者では、博士論文執筆の際に関わってくる著作権について、博士論文の公表義務と公表方法、引用と転載、文献管理を中心に解説している。プロジェクト採択者向けに作成された動画だが、研究連携推進本部に申請することで学生教育やファカルティ・ディベロップメントに活用することができる。

### 5 図書館セミナー（三田ほか）

図書館セミナーや、教員からの依頼により図書館スタッフが担当する授業などで、著作権法や引用方法について案内する機会も多い。ここでは三田で実施する「文献探索セミナー」の事例を紹介するが、三田以外の各キャンパスのメディアセンターにおいても、同内容の利用者教育が行われている。

三田では、情報リテラシー教育の一環としてオンデマンド型の「文献探索セミナー」を行っている。説明内容と所要時間を記載したリストを用意し、申込者には、リストから希望の内容を選択していただくか、または自由記入欄に記載していただくことで要望を聞き、それぞれの要望に合わせてセミナーの内容を組み立てているが、このリストのなかに「引用・参考文献の基礎」というものがある。これは、引用と剽窃の違い、文献の引用スタイルや参考文献リストの作成方法などを案内する内容となっている。2022年4～6月に実施した文献探索セミナー77件の内、「引用・参考文献の基礎講座」含む内容で実施したのは27件であった。

文献探索セミナーは主にゼミ単位で実施しており、申込者が教員であることが多い。説明内容は申込者の希望によって調整するため、「引用・参考文献の基礎講座」の場合、引用スタイルや文献管理ツールの使用方法について重点的に案内することもあるが、一方で、レポート・論文における剽窃行為の防止を目的として、文献や各種データを利用する際に意識すべき著作権法、引用のマナーについて強調して説明するとともに注意喚起を行ってほしいといった依頼を受けることもある。

### 6 図書館員としての心構え

メディアセンターは、資料を扱う部署である関係上、著作権法に関することはメディアセンターに問い合わせればよい、と思われがちであるが、残念ながら図書館員は法律の専門家ではない。そのため、個々の事例が例えば著作権法第35条に適合するかといった内容については、明確な判断は行っておらず、あくまでも一般的な要件を伝えた上で、最終的には本人に判断いただくようお願いしている。しかし、教員からの問い合わせの多くは、授業で資料をこのような形で使用しても問題ないかといったような、自身の行為が著作権侵害に当たらないかどうかを確

認したいというものである。利用者のニーズに応えるためには、ある程度想定される事例を蓄積し、著作権法の観点から問題ないかどうかの判断材料となる情報を提供していくことが必要と考えられる。

一方で、著作権法について利用者に案内する際、このような行為は著作権侵害に当たるので気を付けましょうといった、注意点ばかりに重点を置くのは避けるべきである。著作権法の目的は、著作者等の権利の保護を図りつつ、「文化の発展に寄与する」ことである<sup>5)</sup>。著作権法には、著作者の権利を守るとともに、著作物の公正な利用を図るために著作権者の権利を制限するという側面がある。著作者あるいは出版社の権利保護に配慮しながらも、学術研究の発展のために学術情報を最大限に活用できるようにするためには、どのような仕組みが望ましいかを、学術情報を扱うすべての人が考えていく必要がある。図書館員は、著作権法の最新動向に関する情報の収集に努めるとともに、利用者が著作物を公正かつ効果的に利用できるよう支援していくことが今後は特に求められるであろう。著作権法の範囲内でできること・できないことを把握するだけでなく、著作権法の本来の目的を理解し、それに見合った形での運用方針を共に検討していくといった姿勢も必要である。大学における著作権リテラシー育成は、学術研究の発展のために、著作権法の本来の目的を理解するものでなくてはならない。

また、海外の大学では図書館内に著作権の専門部署やコピーライブラリアンといったポストを置き、著作権教育や相談受付、ガイドの作成など、著作権に関わるサービスをより専門的に行っている事例も見られる<sup>6, 7)</sup>。国内の大学においても同様のサービスが今後ますます必要となり、図書館にも多くが期待されていると考えられる。関連部署とも情報共有を行い、著作権法の観点からも学習・研究支援を強化していく必要があるだろう。

執筆にあたり、本稿で取り上げた各プロジェクトに関わった方々に情報提供等のご協力をいただいたことを、感謝と共に申し添える。

#### 注・参考文献

- 1) “著作権について知る”. 慶應義塾大学メディアセンター.  
<https://libguides.lib.keio.ac.jp/copyright>.

(参照 2022-08-01).

- 2) “アカデミック・スキルズ”. 慶應義塾大学教養研究センター.  
<https://lib-arts.hc.keio.ac.jp/education/culture/academic.php>. (参照 2022-08-01).
- 3) “アカデミック・スキルズ 10分講義ビデオ”. 慶應義塾大学教養研究センター.  
<https://lib-arts.hc.keio.ac.jp/education/culture/academic.php#movies>. (参照 2022-08-01).
- 4) “アカデミック・スキルズ 10分講義ビデオ「図書館資料と著作権」(今井 星香 日吉メディアセンター)”  
<https://youtu.be/xnmVSyeRA1o>. (参照 2022-08-01).
- 5) “著作権法第一条”. e-GOV法令検索.  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048>. (参照 2022-08-01).
- 6) 渡邊由紀子. 著作権リテラシーを育成する大学図書館. カレントアウェアネス, 2020, CA1986.  
<https://current.ndl.go.jp/ca1986>. (参照 2022-08-01).
- 7) Fernández-Molina, Juan-Carlos; Martínez-Ávila, Daniel; Silva, Eduardo Graziosi. University copyright/scholarly communication offices: Analysis of their services and staff profile. The Journal of Academic Librarianship, 2020, 46(2), 102133.  
<https://doi.org/10.1016/j.acalib.2020.102133>. (accessed 2022-8-01).